

第6回 檜葉町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	平成27年11月30日(水) 13:55~14:20		
場 所	福島県庁本庁舎5階 正庁		
復興整備事業	檜葉町復興整備計画変更(案)について 2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について		
出席者	復興庁	福島復興局 参事官	佐藤 信
	農林水産省	東北農政局農村振興部農村計画課 課長	清水 一教
	福 島 県	企画調整部土地・水調整課 主幹兼副課長	永澤 英樹
		企画調整部地域政策課 課長	永田 嗣昭
		農林水産部農業担い手課 課長	大竹 浩二
		土木部 参事	関根 康孝
		土木部都市計画課 課長	寺木 正宏
		土木部まちづくり推進課 課長	諏江 勇
		エネルギー課 課長	増田 久和
	檜 葉 町	復興推進課 課長	猪狩 充弘
		復興推進課 課長補佐	遠藤 俊行
		建設課 課長	片山 利夫
		建設課 課長補佐	松本 重人

○協議内容

1 開会(檜葉町建設課長補佐)

- ・出席者紹介
- ・会議の公開についての報告
- ・議長紹介

檜葉町復興整備協議会規約第9条第1項の規定により、檜葉町建設課長が議長となる。

2 議長あいさつ(議長:檜葉町建設課長)

3 議事

(議長:檜葉町建設課長)

それでは、檜葉町の現状と課題について、檜葉町から説明願います。

(説明者:檜葉町復興推進課長)

それでは、檜葉町の現状と課題についてご説明申し上げます。

【別紙「現状と課題」により説明】

(議長：檜葉町建設課長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：檜葉町建設課長)

それでは、檜葉町から復興整備計画変更（案）について説明願います。

(説明者：檜葉町復興推進課長補佐)

それでは、檜葉町復興整備計画変更（案）についてご説明申し上げます。

【様式第2及び構想図、総括図、様式第8により説明】

(議長：檜葉町建設課長)

ただいまの説明について、ご意見・ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し

(議長：檜葉町建設課長)

県エネルギー課から意見ありませんか。

(出席者：県エネルギー課長)

県としても再生可能エネルギーの推進は復興の施策として大きな柱と位置付け市町村と取組んでいます。特に避難地域においては国の財政支援を含めた特別な支援を受けて、再生可能エネルギー導入推進と地域への利益還元を目的として福島県再生可能エネルギー推進協議会を起ち上げ、国、県、避難地域12市町村、電力会社、地域の金融機関等を交えて関係機関一体となって、復興に寄与する再生可能エネルギー事業に推進しています。今回の檜葉新電力合同会社の案件についても、合同会社の方で協議会に参画する意向を示して頂いており、復興に大きく寄与して頂ける事業であると考えています。

(議長：檜葉町建設課長)

土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林資産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局の清水課長様、土地利用方針の変更について、同意することに御異議ございませんか。

(出席者：東北農政局農村振興部農村計画課長)

ただいま説明のありました土地利用方針について異存ありません。

本復興整備協議会での発電事業は、檜葉町の町づくりと農業の再生に向けて取組む復興のために必要な事業と位置付けられています。

檜葉町におきましては、農業再生に向けて、これまで関係機関との打合せや農業者の意向把握を行うなど、計画的に取組みを進めてきているので、今後も農業再生の取組みを続けて頂き、発電事業の後に残る農地や農業者の営農に影響が出ないように、農家や農業関係機関と発電事業者との間を調整する役割を継続して頂くことをお願いします。

(議長：檜葉町建設課長)

土地利用方針につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものとします。

以上で、議事を終了いたします。

尚、本日協議しました「檜葉町復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき計画を公表することで農地転用の許可があったものとみなされます。計画変更については、12月1日(火)に町HP等で公表したいと考えております。

以上で、議事を終了いたします。

4 閉会（檜葉町建設課長補佐）

○協議結果

2haを超える農地転用が必要となる土地利用方針の変更について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。
